

I 概要

3 指定の必要なサービス種類

栃木県知事の指定が必要な障害福祉サービス事業等は次のとおりです。

〈障害者総合支援法に基づくサービス〉

障害福祉サービス
【介護給付費】 ○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○療養介護 ○生活介護 ○短期入所 ○重度障害者等包括支援 ○施設入所支援
【訓練等給付費】 ○自立訓練（機能訓練） ○自立訓練（生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援A型 ○就労継続支援B型 ○就労定着支援 ○自立生活援助 ○共同生活援助
地域相談支援
【地域相談支援給付費】 ○地域移行支援 ○地域定着支援

〈児童福祉法に基づくサービス〉

障害児通所支援
【障害児通所給付費】 ○児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○居宅訪問型児童発達支援 ○保育所等訪問支援
障害児入所支援
【障害児入所給付費】 ○福祉型障害児入所施設 ○医療型障害児入所施設